

介護老人福祉施設朋松苑重要事項説明書

令和6年6月現在

1. 設置者等

名 称	船橋市
所在地	船橋市湊町2-10-25
代表者	船橋市長 松戸 徹
担当部署	健康福祉局福祉サービス部高齢者福祉課
電話番号	047-436-3353 (高齢者福祉課)
指定管理者	社会福祉法人 ^{やちよびこうかい} 八千代美香会
法人所在地	八千代市村上641
法人代表者	理事長 綱島 照雄

2. ご利用施設

施設の名称	船橋市特別養護老人ホーム 朋松苑
事業所番号	千葉県第1270905670号
施設所在地	船橋市西船2-21-12
施設長氏名	山口 定之
電話番号	047-410-0117

3. ご利用施設で併せて実施する介護保険事業

短期入所生活介護（介護予防含む）、通所介護、介護予防通所型介護、介護予防運動機能向上デイサービス、居宅介護支援の各事業。

4. 事業の目的と運営の方針

[事業の目的]

介護保険法の理念に基づき、施設に入所する要介護者等に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、

社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、栄養改善及び療養上の世話を行うことを目的とする。

[施設運営の方針]

- (1) 施設は、介護保険法の基本理念に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように運営するものとする。
- (2) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (5) サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

5. 施設の概要（設備等は短期入所等の事業と共用）

敷地	4,711.72㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
延べ床面積	5,396.95㎡
利用定員	100名
開設	平成14年6月

(1) 居室

個室 6室 2人室 25室 4人室 11室

(2) 主な設備

食堂 2室 医務室 1室 静養室 1室

機能訓練室 2室 一般浴室 1室 特別浴室 1室
洗濯室 3室 スプリンクラー 全館 冷暖房 全館

6. ご利用いただける方

保険者の行う要介護認定にて「要介護3～5」と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方、及び要介護1又は2と認定された方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当することが認められる方。また、船橋市指定介護老人福祉施設入所指針に該当し、朋松苑入所等調整委員会により入所が適当と認められた方。

（注）平成27年3月31日時点で入所していた方は、要介護1または2であっても、平成27年4月1日以降も継続して利用可能です。

7. お申込方法

要介護認定を受けた後、所定の申請書を添えて直接朋松苑に申込みます。

8. 介護保険でご利用できる施設サービス

[施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成]

施設サービス計画とは、利用者がその心身の状況や生活環境に応じて適切に施設サービスを利用できるよう、個別にサービスの種類、内容、頻度などを定めた計画のことで、計画作成の際、ご本人またはご家族に同意いただいた上で実施します。

※施設サービス計画の作成、見直しの際に要介護認定有効期間内にサービス担当者会議（ご意向によりテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う事も可能です）を開催します。ご本人またはご家族の意向をもとに作成するため、ご家族の参加が可能か事前にお伺い致します。

【作成担当：介護支援専門員】

*担当者は都合により変更になる場合がございます。

個別の施設サービス計画に基づいて次のようなサービスがご利用いただけます。

①食事

食事の提供時間は概ね朝8時、昼12時、夕6時です（準備の都合により多少前後する場合があります）。歯や健康状態によって主食はごはん・軟飯・全粥、おかずは常食・カット・きざみ（2段階）・ミキサー食を用意いたします。代替食、治療食及び経管栄養の濃厚流動食等への対応については、主治医の指示により可能な場合は対応いたします。

基本的に食堂での食事とし、介助の必要な方には状況に応じて介助を行います。

利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況を重視した栄養ケア計画を個別に策定し、栄養状態を改善する取り組みを行います。

②入浴

週2回行います。身体状況によって、特別浴、中間浴、一般浴のいずれかをご利用いただいています。それぞれに職員が介助します。

〔特別浴〕 起立や歩行できない方が対象で機械式の浴槽が上下し、ストレッチャー上で身体等を洗います。

〔中間浴〕 座位保持できる方が対象で、車いす式の一人用浴槽です。

〔一般浴〕 歩行できる方が対象で、4人程度が入浴できる浴槽と一人用の浴槽があります。

※健康状態等により清拭になる場合があります。

※健康上、入浴するのが適当でない場合は中止または延期することがあります。

③排泄、リネン

オムツ利用の方には、定期的に交換（交換時間は順番により30分前後のずれがあります）しています。排泄用品の種類はオムツ（紙オムツタイプ・紙パンツタイプ）、尿用パッド（身体状況等に合わせた数種類あります）を使用しています。身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導や見守りなど必要な介助を行います。リネンは週1回交換します。

④健康管理

施設の看護師及び嘱託医によって健康管理を行っています。看護師による日常的な検温・血圧測定・内服薬の管理や健康状態の観察・処置、医師による定期的な診察、年1回以上の健康診断等を実施しています。

利用者が協力医療機関に通院等する場合は、基本的に施設の職員が付添いたします。それ以外の医療機関の場合は個別にご相談の上対応を検討いたします。また、歯科についても協力体制を整えています。

嘱託医師	<ul style="list-style-type: none">・船橋総合病院 星野 将隆 船橋市北本町1-13-1 TEL047-425-1151 月2回の回診を行う・板倉病院（心療内科）赤川 和弘 船橋市本町2-10-1 TEL047-431-2662 月2回の回診を行う <p>*回診日、時間は都合により変更になる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・土居内科医院（看取り担当）土居 良康 船橋市東中山1-18-10 TEL047-334-2686 随時、回診を行う
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none">・船橋総合病院 船橋市北本町1-13-1 TEL047-425-1151・くぼき歯科クリニック 船橋市西船2-23-20 TEL047-437-9001

⑤機能訓練

日常生活を送る上で必要となる生活機能の改善または維持に資するため、機能訓練指導員による機能訓練を行います。

⑥日常生活上の介護

日常生活動作の維持・向上を念頭においた介護を行います。

⑦社会生活上の便宜

ア) 当施設では新聞、雑誌、カラオケ、大型テレビ等の教養娯楽設備を整えるとともに、福祉用具等を用意しています。

又、レクリエーション等や外出行事、施設内行事を行っています(材料費、入場料、交通費など実費のかかるものがあります)。

イ) 要介護認定の更新申請、各種年金の証明等の行政手続き等、利用者やご家族が行えない場合に利用者の同意のもとで代行します(郵送代等は実費となります)。

⑧看取り介護

当施設では看取りを希望されるご利用者及びご家族に対して、看取り介護サービスを提供しています。ご家族主体として、施設において最期を迎えられるよう支援を致します。

⑨相談及び援助

当施設は、ご利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や支援を行います。

担当：主任生活相談員 及び 生活相談員

9. 費用について

別紙「利用料金表」にてご説明いたします。ご利用者負担の割合は「介護保険負担割合証」に記載のある割合(1～3割負担)となります。

費用のお支払いは、原則として毎月20日までに前月分の請求書を発行いたしますので、口座振替、現金または口座振込のいずれかの方法でお支払ください。また、費用が変更となる場合は特段の事情のない限り1か月前までに文書で説明します。

①口座振替は、月末締め翌々月4日(銀行休業日の場合は翌営業日)に引き落とし

②現金または口座振込は、月末締め翌月末日までに支払い保証金、入居一時金などは必要ありません。

10. 保険給付対象外サービス（介護保険を利用できず実費を負担していただくものです）

①理髪

出張による理髪サービスが利用できます。ご希望の方は、所定の期日までに介護職員に申し込んで下さい。

②日常生活品の購入

日常生活で必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担していただくものが適当なものの購入は、ご家族を通じて依頼したり施設で購入代行しています。必要があれば相談員や介護職員にお申し出ください。また、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、電池等の消耗品は施設内に用意してあります。

③金銭管理の代行

金銭管理を施設に依頼する場合、金銭管理代行サービスをご利用いただけます（有料）。詳細は「金銭管理規程」によりますが、概要は以下の通りです。

管理する金銭等の内容	・現金 3,000円
必要経費の受け払い	・利用料の支払、医療費、お小遣いなどの出納の代行

※このサービスのご利用には「金銭管理届け」が必要となります。

④利用者の選定により提供するもの

利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等。

⑤食費 食材料代及び調理費用(日額)。

⑥居住費 光熱水費と室料(日額)。

※多床室と個室では費用が異なります。

11. 通院について

回診以外に通院の必要がある場合は、嘱託医の指示のもと、協力病院や最寄りの医療機関等に通院いたします。必要に応じてご家族にも状況をご説明いたします。協力医病院以外でご家族等が希望される医療機関への通院は基本にご家族等の付添いをお願いいたします。

1 2. 入院が必要になった場合の対応について

入院治療の必要が生じた場合は、協力病院または対応可能な診療科目のある病院等に入院の手続きをとります。入院の際はご家族の方にもご連絡いたしますので対応をお願いいたします。原則として協力病院への入院手続きをとることになります。

病院等への入院の場合で、原則として3ヶ月以内の退院であれば、利用者の希望により再び施設に入所できるよう配慮いたします。

1 3. 容態の急変、緊急時の対応

緊急時は嘱託医・協力病院に連絡し必要な対応を行うとともにご家族にもご連絡いたします。ご家族への連絡がつかない場合は必要な対応を優先させていただきますのでご了承下さい。受け入れ病院が協力病院以外の場合もあり得ます。

1 4. 非常災害時の対策

ア) 別途定める「消防計画」により対応いたします。

防火管理者：副施設長 管轄消防署：船橋北消防署

イ) 当施設の主な防火設備は次の通りです。

- ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・防火扉 ・誘導灯
- ・屋内消火栓 ・避難階段 ・スプリンクラー ・ガス漏れ警報機

ウ) 非常災害、感染症の発生時の対策として入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定を行うとともに定期的な見直しを図り、想定訓練等を実施します。

1 5. 職員について（併設短期入所生活介護等の職員を含む）

施設長	1
副施設長	1以上
医師	1（嘱託）

生活相談員	2以上（常勤1人以上）
介護職員	常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となる数から次の看護職員の数を除いた数以上
看護職員	3以上（うち1以上は常勤の者）
栄養士又は管理栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上（常勤1人、非常勤1人）
介護支援専門員	1以上
事務職員	1以上（常勤）
調理員	7以上
※職員の配置基準を遵守する。	

16. 施設利用の際にご留意いただく事項

①面会

面会者は、手洗い、手指の消毒、検温等を行っていただき、受付で面会簿に必要事項を記入して下さい。食べ物を持参した場合はお手数ですが職員にお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

面会時間は9時から20時までです。

但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて頂く場合があります。ご希望に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したオンライン面会を行います。

②外出・外泊

行き先と帰りの時間を施設に届出て下さい。事故防止のため利用者単独での外出は原則として禁止しています。又感染症の流行状況や健康上の理由によりご遠慮頂く場合がございます。

③居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。ご利用になる居室の決定や変更は施設で行わせていただきますのであらかじめご了承下さい。

④喫煙

喫煙は所定の喫煙場所をお願いいたします。建物内での喫煙はできませんのでご了承下さい。

⑤迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようご注意下さい。

⑥所持品の持ち込みについて

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。大型家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品についてはあらかじめ生活相談員にご相談下さい。

⑦携帯電話・タブレット端末・ノート型パソコン等の使用について

電話は苑内では着信音が鳴らないように必ずマナーモードに設定して下さい。通話は午前6時～午後9時までとし、それ以外の時間帯はメールの使用、画面閲覧・操作のみ可能とします。他ご利用者との連絡先交換はご遠慮ください。大声や長電話などは周囲の方の迷惑となるためご遠慮ください。

※上記の内容に反した場合は、携帯電話・タブレット端末等の使用を制限させていただくこともあります。

⑧ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

17. 家庭復帰の支援について

当施設では、入所時に将来において家庭復帰できる可能性があるかどうかを確認させていただくと共に、入所後においても利用者の心身の状

態が改善した場合や、家庭生活が可能となった場合などに家庭復帰できるよう必要な支援を行います。必要な場合は相談員にご相談下さい。

18. 情報公開について

当施設では利用者やご家族の皆様及び関係者の皆様に施設の運営状況などの情報を窓口での閲覧の方法で公開しております。ご利用の場合は事務所受付にお申し付け下さい。

公開内容	法人関係	法人・施設の名称、住所、事業の種類、施設・設備の状況、財務諸表、監事監査報告等
	施設関係	事業計画書、事業報告書、利用状況、サービス提供状況、職員の体制、利用手続き、利用料、サービス評価の結果等

19. サービスに関する苦情の申し立てについて

施設での生活をより快適に送っていただくため、苦情等の相談窓口があります。

○介護老人福祉施設朋松苑 担当：主任生活相談員

電話番号 047-410-0117

ファックス 047-410-0750

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

○船橋市役所指導監査課

電話番号 047-404-2712

○千葉県国民健康保険団体連合会 窓口 苦情処理委員会

電話番号 043-254-7428

20. 個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を利用者又はその家族と交わし、同意の内容を遵守した取扱いとします。

2 1. 電磁的記録による書面の取扱いについて

- (1) 施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。
- (2) 施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができます。

2 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 有
- (2) 実施年月日 第1回 平成26年 3月23日
第2回 令和 2年 1月28日
第3回 令和 6年 3月 4日
- (3) 評価機関の名称 NPO法人ヒューマン・ネットワーク
- (4) 評価結果の開示状況

評価結果は施設の窓口で閲覧できる他、下記のインターネットサイトでも公表しています。

「WAM NET」で検索 → トップ画面 → 高齢・介護
→ 福祉サービス評価情報 → 探す → 施設名で検索
→ 「朋松苑」と入力 → 該当の事業を選択

利 用 料 金 表 (1割分)

多床室※1日分の基本料金を表示しています。別途 注) 1～8の加算等の要件に該当する場合は該当する料金が追加となります。 単位 円

	介護度	①1割分	②食費	③居住費	計(①+②+③)	その他
第4段階	1	621	1,445	855	2,921	理美容代 1回2,000円程度
	2	695		※令和6年8月より	2,981 ※令和6年8月より	
				915	2,995	
3	772			3,055 ※令和6年8月より		
					3,072	
					3,132 ※令和6年8月より	

	4	846	1,445	855 ※令和6年8月より 915	3,146	金銭管理代行 月560円	
	5	918			3,206 ※令和6年8月より		3,218 3,278 ※令和6年8月より
第3段階②	1	621	1,360	370 ※令和6年8月より 430	2,351	日常生活費 実費	
	2	695			2,411 ※令和6年8月より		2,425
	3	772			2,485 ※令和6年8月より	2,502	
	4	846			2,562 ※令和6年8月より	2,576	特別な食事 実費
	5	918			2,636 ※令和6年8月より	2,648	
					2,708 ※令和6年8月より		
第3段階①	1	621	650	370 ※令和6年8月より 430	1,641		
	2	695			1,701 ※令和6年8月より		1,715
	3	772			1,775 ※令和6年8月より		1,792
	4	846			1,852 ※令和6年8月より		1,866
	5	918			1,926 ※令和6年8月より		1,938
					1,998 ※令和6年8月より		
第2段階	1	621	390	370 ※令和6年8月より 430	1,381		
	2	695			1,441 ※令和6年8月より		1,455
	3	772			1,515 ※令和6年8月より		1,532
	4	846			1,592 ※令和6年8月より		1,606
	5	918			1,666 ※令和6年8月より		1,678
					1,738 ※令和6年8月より		
第1段階	1	621	300	0	921		
	2	695			995		
	3	772			1,072		
	4	846			1,146		
	5	918			1,218		

利 用 料 金 表 (1割分)

従来型個室※1日分の基本料金を表示しています。

別途、注) 1～8の加算等の要件に該当する場合は該当する料金が追加となります。

単位 円

	介護度	①1割分	②食 費	③居住費	計(①+②+③)	その他
第4段階	1	621	1,445	1,171 ※令和6年8月より 1,231	3,237	理美容代 1回2000円程度 金銭管理代行 月560円 日常生活費 実費 教養娯楽費 実費 特別な食事 実費
	2	695			3,297 ※令和6年8月より	
	3	772			3,311	
	4	846			3,371 ※令和6年8月より	
	5	918			3,388	
第3段階②	1	621	1,360	820 ※令和6年8月より 880	3,448 ※令和6年8月より	
	2	695			3,462	
	3	772			3,522 ※令和6年8月より	
	4	846			3,534	
	5	918			3,594 ※令和6年8月より	
第3段階①	1	621	650	820 ※令和6年8月より 880	2,801	
	2	695			2,861 ※令和6年8月より	
	3	772			2,875	
	4	846			2,935 ※令和6年8月より	
	5	918			2,952	
第3段階①	1	621	650	820 ※令和6年8月より 880	3,012 ※令和6年8月より	
	2	695			3,026	
	3	772			3,086 ※令和6年8月より	
	4	846			3,098	
	5	918			3,158 ※令和6年8月より	
第3段階①	1	621	650	820 ※令和6年8月より 880	2,091	
	2	695			2,151 ※令和6年8月より	
	3	772			2,165	
	4	846			2,225 ※令和6年8月より	
	5	918			2,242	
第3段階①	1	621	650	820 ※令和6年8月より 880	2,302 ※令和6年8月より	
	2	695			2,316	
	3	772			2,376 ※令和6年8月より	
	4	846			2,388	
	5	918			2,448 ※令和6年8月より	

第 2 段 階	1	6 2 1	3 9 0	4 2 0 ※令和6年8月より 4 8 0	1, 4 3 1	
					1, 4 9 1 ※令和6年8月より	
	2	6 9 5			1, 5 0 5	
					1, 5 6 5 ※令和6年8月より	
	3	7 7 2			1, 5 8 2	
		1, 6 4 2 ※令和6年8月より				
4	8 4 6	1, 6 5 6				
		1, 7 1 6 ※令和6年8月より				
5	9 1 8	1, 7 2 8				
		1, 7 8 8 ※令和6年8月より				
第 1 段 階	1	6 2 1	3 0 0	3 2 0 ※令和6年8月より 3 8 0	1, 2 4 1	
					1, 3 0 1 ※令和6年8月より	
	2	6 9 5			1, 3 1 5	
					1, 3 7 5 ※令和6年8月より	
	3	7 7 2			1, 3 9 2	
		1, 4 5 2 ※令和6年8月より				
4	8 4 6	1, 4 6 6				
		1, 5 2 6 ※令和6年8月より				
5	9 1 8	1, 5 3 8				
		1, 5 9 8 ※令和6年8月より				

利 用 料 金 表 (2割分)

※1日分の基本料金を表示しています。別途、注) 1～8の加算等の要件
に該当する場合は該当する料金が追加となります。 単位 円

	介護度	① 2割分	②食 費	③居住費	計(①+②+③)	その他	
第 4 段 階	1	1, 242	1, 445	多床室 3, 542	多床室 3, 602 ※令和6年8月より	理美容代 1回2000円 程度 金銭管理代行 月560円 日常生活費 実費 教養娯楽費 実費 特別な食事 実費	
				855	従来型個室 3, 858		従来型個室 3, 749 ※令和6年8月より
				※令和6年8月より 915	3, 918 ※令和6年8月より		従来型個室 1, 171
	2	1, 389		※令和6年8月より 1, 231	4, 005		従来型個室 4, 065 ※令和6年8月より
	3	1, 543		多床室 3, 843	3, 903 ※令和6年8月より		従来型個室 4, 159
4	1, 691	多床室 3, 991	4, 051 ※令和6年8月より	従来型個室 4, 307			
5	1, 836	多床室 4, 136	4, 196 ※令和6年8月より	従来型個室 4, 452			
				4, 512 ※令和6年8月より			

利 用 料 金 表 (3割分)

※1日分の基本料金を表示しています。別途、注) 1～8の加算等の要件
に該当する場合は該当する料金が追加となります。 単位 円

	介護度	①3割分	②食 費	③居住費	計(①+②+③)	その他	
第 4 段 階	1	1, 863	1, 445		多床室 4, 163 4, 223※令和6年8月より 従来型個室 4, 479 4, 539※令和6年8月より	理美容代 1回2000円 程度 金銭管理代行 月560円 日常生活費 実費 教養娯楽費 実費 特別な食事 実費	
	2	2, 084			多床室 855 ※令和6年8月より 915		多床室 4, 384 4, 444※令和6年8月より 従来型個室 4, 700 4, 760※令和6年8月より
	3	2, 315			従来型個室 1, 171 ※令和6年8月より 1, 231		多床室 4, 615 4, 675※令和6年8月より 従来型個室 4, 931 4, 991※令和6年8月より
	4	2, 536					多床室 4, 836 4, 896※令和6年8月より 従来型個室 5, 152 5, 212※令和6年8月より
	5	2, 754					多床室 5, 054 5, 114※令和6年8月より 従来型個室 5, 370 5, 430※令和6年8月より

(各段階の解説)

第1段階・・・生活保護受給者又は世帯（世帯を分離している配偶者を含む）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者。

第2段階・・・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と公的年金収入額の合計が年80万円以下の方。

第3段階①・・・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と公的年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方。

第3段階②・・・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円超の方。

第4段階・・・上記のいずれにも当てはまらない方

※第1段階～第3段階については以下も要件となります。

1段階・・・生活保護受給者以外の場合は預金金額が夫婦2,000万円（単身1,000万円）以下であること。

2段階・・・貯金額が夫婦1,650万円（単身で650万円）以下であること。

3段階①・・・貯金額が夫婦1,550万円（単身で550万円）以下であること。

3段階②・・・貯金額が夫婦1,500万円（単身で500万円）以下であること。

注1）表の「③居住費」とは光熱水費と室料のことです。

注2）施設の職員体制等の要件を満たす場合に、基本料金の他に以下の各種加算にかかる料金がかかります。※表示額は1割～3割負担分です。

また、端数処理の関係で実際の請求額と異なる場合があります。

加算種類	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
① 日常生活継続支援加算	38円/日	76円/日	114円/日
② サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	13円/日	26円/日	38円/日
③ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	7円/日	13円/日	19円/日
④ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	7円/日	13円/日	19円/日
※①～④のいずれか			
看護体制加算 (Ⅰ) ロ	5円/日	9円/日	13円/日
看護体制加算 (Ⅱ) ロ	9円/日	17円/日	26円/日

夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	14円/日	28円/日	42円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	13円/日	26円/日	38円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	21円/月	42円/月	63円/月
栄養マネジメント強化加算	12円/日	23円/日	35円/日
精神科医療養指導加算	6円/日	11円/日	16円/日
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	53円/月	106円/月	159円/月

注3）以下に該当するサービスを受けた場合は基本料金の他に別途そのサービスにかかる費用の1割～3割がかかります。

加算種類	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
若年性認知症入所者受入加算	127円/日	253円/日	380円/日
外泊時費用(月6日限度)	260円/日	519円/日	778円/日
初期加算（30日まで）	32円/日	64円/日	95円/日
退所前後訪問相談援助加算	485円/回	970円/回	1,455円/回
退所時相談援助加算（1回限り）	422円	844円	1,265円
退所前連携加算（1回限り）	527円	1,054円	1,581円
経口移行加算	30円/日	59円/日	89円/日
経口維持加算（Ⅰ）	422円/月	844円/月	1,265円/月
経口維持加算（Ⅱ）	106円/月	211円/月	317円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	95円/月	190円/月	285円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	116円/月	232円/月	348円/月
療養食加算	19円/日	38円/日	57円/日
再入所時栄養連携加算（1回限り）	422円/回	844円/回	1,265円/回
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前31日以上45日以下）	76円/日	152円/日	228円/日
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前4日以上30日以下）	152円/日	304円/日	456円/日
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日の前日及び前々日）	717円/日	1,434円/日	2,151円/日
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日）	1,350円/日	2,699円/日	4,048円/日
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前31日以上45日以下）	76円/日	152円/日	228円/日
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前4日以上30日以下）	152円/日	304円/日	456円/日
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日の前日及び前々日）	822円/日	1,645円/日	2,467円/日
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日）	1,666円/日	3,331円/日	4,996円/日
在宅復帰支援機能加算	11円/日	21円/日	32円/日

在宅・入所相互利用加算	43円/日	85円/日	127円/日
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円/月	7円/月	10円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円/月	28円/月	42円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	11円/月	21円/月	32円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	16円/月	32円/月	48円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	21円/月	42円/月	63円/月
配置医師緊急時対応加算			
①早朝・夜間の場合	686円/回	1,371円/回	2,056円/回
②深夜の場合	1,371円/回	2,741円/回	4,111円/回
③通常時間外の場合	343円/回	685円/回	1,028円/回
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	106円/月	211円/月	317円/月
※令和7年4月～	※56円/月	※106円/月	※159円/月
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	6円/月	11円/月	16円/月
退所時情報提供加算	264円/回	527円/回	791円/回
感染対策向上加算（Ⅰ）	11円/月	21円/月	32円/月
感染対策向上加算（Ⅱ）	6円/月	11円/月	16円/月
新興感染症等施設療養費	253円/日	506円/日	759円/日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	159円/日	317円/日	475円/日
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	127円/日	253円/日	380円/日
個別機能訓練加算（Ⅲ）	21円/月	42円/月	63円/月
退所時栄養情報連携加算	74円/回	148円/回	222円/回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	106円/月	211円/月	317円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円/月	21円/月	32円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	32円/月	64円/月	95円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	64円/月	127円/月	190円/月
自立支援促進加算	317円/月	633円/月	949円/月
安全対策体制加算（入所時1回限り）	21円	42円	63円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	43円/月	85円/月	127円/月

注4）基本利用料と各種加算の合計に次の割合の額を加えた額。ただし、負担額は「介護保険負担割合証」に記載されている割合となります。

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 8.3%
- ② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2.7%
- ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%

※令和6年6月からは以下の割合額のいずれかを加えた額へ変更となります。

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.0%

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）13.6%

注5) 利用者が外泊や入院等で外泊時費用を算定する場合は、その算定期間において外泊時費用に加えて居住費がかかります。

注6) 表の「その他」欄の「日常生活費」とは、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、入れ歯洗浄剤などの消耗品のことです。「教養娯楽費」とは、行事等で外出する場合の費用やクラブ活動などでの各種教材、材料代のことです。

注7) 表の「②食費」と「③居住費」は1日単位で計算されます。

注8) 平成17年10月1日以降従来型個室を利用する場合は従来型個室の料金表を適用します。ただし、次の場合は「多床室」の料金表を適用します。

ア. 感染症等により個室に入所する必要があると医師が判断し、個室への入所期間が30日以内であるもの。

イ. 著しい精神症状等により同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所の必要があると医師が判断した者。

重要事項説明書の同意書

令和 年 月 日

朋松苑の入所にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて説明しました。

所在地 船橋市西船2-21-12

施設名 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑

説明者 職名 _____

氏名 _____ (印)

私は、朋松苑を利用するにあたり、重要事項説明書により事業者から重要な事項について説明を受け、これに同意します。

〔利用者〕 氏 名 _____ (印)

〔代理人〕 氏 名 _____ (印 (続柄 _____)

